

北海道告示第 11579 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 5 年 12 月 8 日

北海道知事 鈴木直道

区域

島牧第一区域（島牧漁業協同組合の地区のうち、島牧村字富浦、字美川、字歌島、字本目、字折川、字港、字栄磯及び字豊浜の地域）

島牧第二区域（島牧漁業協同組合の地区のうち、島牧村字富浦、字美川、字歌島、字本目、字折川、字港、字栄磯及び字豊浜を除く地域）

区分

総トン数 20 トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業

すけとうだら刺し網漁業及びえびかご漁業